

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		貸出しの停止
根拠条例・規則名		さいたま市図書館条例施行規則
条 項		第 12 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 中央図書館 資料サービス課 (電話 : 048-871-273)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	利用者が利用者カードを他人に譲渡し、若しくは貸与し、若しくは不正に使用した場合又は図書館資料の貸出しを受けた者が返納を怠り、督促をしても返納に応じない場合
	設定等年月日	平成 19年 4月 1日追加 平成 年 月 日最終改正
備 考		